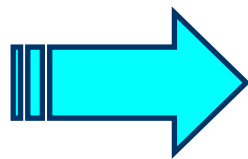


高知県最低賃金の改正について

11円引き上げ

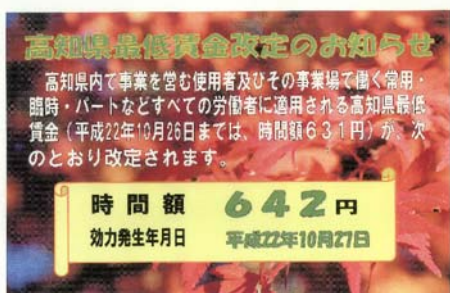
時間額

631円



642円

発効日 平成22年10月27日



[最低賃金制度と全国の最低賃金\(特設サイトへ\)](#)

高知県最低賃金は、県内の全ての労働者と使用者に適用

- (1) 高知県最低賃金は、産業や職種にかかわらず高知県内の事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）と労働者を1人でも使用している全ての使用者に適用されます。
- (2) 次の賃金は、最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
 - ①臨時に支払われる賃金
 - ②1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ③時間外、休日労働等に対して支払われる割増賃金
 - ④精皆勤手当、通勤手当、及び家族手当
- (3) 「電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業」等の特定（産業別）最低賃金が定められている業種・職種で働いている労働者及び使用者については、当該特定（産業別）最低賃金が適用されます。

お問い合わせ先

高知労働局 労働基準部賃金室 088-885-6024

高知労働基準監督署	088-885-6031
須崎労働基準監督署	0889-42-1866
四万十労働基準監督署	0880-35-3148
安芸労働基準監督署	0887-35-2128